

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊勢崎市は群馬県の南部に位置し、県内主要都市に囲まれ、東京からは100km圏内にあります。市域を横断している北関東自動車道、国道17号（上武道路）、国道50号や国道354号などの主要幹線道路の整備が進んでおり、県内外への自動車交通の利便性は大変に優れています。

本市の人口は平成30年3月31日時点で213,031人であり、微増傾向にあります。年齢の内訳を見ると、60歳以上が約30%を占めており、徐々に高齢化の進行が見られます。

主な産業は、かつては繊維産業等の軽工業が中心でしたが、日本の産業構造の変化に伴い、繊維産業を支えた優れた製造技術が基盤となって、機械器具製造業等の重工業へと柔軟に移行し、飛躍的な発展を遂げてきました。

市内には現在、17の工業団地や流通団地が整備されていますが、立地の良さと交通網の発達から、従業員数百人程度の優良な中小企業者が集積しております。その一方で、工業団地に属さない区域には、市内の中小企業者や、太田市、高崎市といった近隣都市に部品供給を行う小規模企業者が多く存在しています。これにより、市内の産業構造は、中小企業者と小規模企業者間がそれぞれの働きを補完し合うという、ものづくりの良好な循環性が形成されています。

平成28年経済センサス活動調査によれば、本市の製造品出荷額は約1兆2千億円で、県内では太田市に次ぐ第2位、全国の市区町村では第48位となっており、県内はもとより、全国でも有数の工業都市として、その地位を確立しています。

また、商業・サービス業に目を向けると、近年では自動車化が進展するにつれ、遠隔地からの集客を見込めるような郊外型の大規模店舗や複合型商業施設の出店が目立ちますが、以前から伊勢崎駅や境町駅などの駅周辺地区においては、個人商店を中心とした大規模な商店街が形成され、本市経済を牽引しておりました。それらの商店・サービス業者は、現在でも意欲的に地域の祭などの運営に携わるなど、地域に根ざした細やかな商業活動を行っておりますが、事業者の高齢化等もあり、販売能力の維持向上が急務であります。

こうした現状を踏まえ、本市では先端設備の導入により、中小ものづくり事業者にとっては現在以上の製造出荷を達成するとともに小規模ものづくり事業者も巻き込んでより多くの受注を獲得できること、小規模ものづくり事業者にとってはより効率的な製造の達成により小規模でも小回りの利いた供給が行えること、そして商店・サービス業者にとっては地域に根ざす細やかさを活かしながらサービスを維持向上さ

せていくことを目標として、先端設備の導入促進基本計画を策定します。

(2) 目標

平成26年経済センサス基礎調査によると、本市の事業所数は9,443件です。本計画の策定により、年間あたり、当該事業所数の0.1%にあたる、10件の認定を受けることを目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画の策定により、先端設備導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

前述のとおり、本市は中小企業者から小規模企業者まで、様々なものづくり企業や店舗・商店が市内各所に存在し、それぞれが補完的に本市のものづくりや地域住民の生活を支えており、いずれも本市の発展に欠かせない役割を担っています。

事業者の形態や業種により、導入する先端設備は異なることが予想されることから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

前述のとおり、本市は中小企業者から小規模企業者まで、様々なものづくり企業や店舗・商店が市内各所に存在し、それぞれが補完的に本市のものづくりや地域住民の生活を支えており、いずれも本市の発展に欠かせない役割を担っています。

そこで、本市の実情に鑑み、多くの事業者が計画策定の恩恵を享受できるよう当該計画の区域は制限を設けず、伊勢崎市内の全区域を対象とします。

(2) 対象業種・事業

前述のとおり、本市は中小企業者から小規模企業者まで、様々なものづくり企業や店舗・商店が市内各所に存在し、それぞれが補完的に本市のものづくりや地域住民の生活を支えており、いずれも本市の発展に欠かせない役割を担っています。

そこで、本市の実情に鑑み、多くの事業者が計画策定の恩恵を享受できるよう当該計画の業種及び事業等は制限を設けず、全業種及び全事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から3年間。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象となりません。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象となりません。